

議会運営委員会

令和4年8月25日(木)

午前10時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

[委員] 布施委員長、柳楽副委員長、

肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、

小川委員、牛尾委員

[議長団] 笹田議長、川神副議長

[委員外議員]

[執行部] 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

[事務局] 河上局長、下間次長、中谷書記

議題

1 令和4年9月浜田市議会定例会議について

(1) 令和4年9月浜田市議会定例会議の付議事件等及び付託案について

資料1-1、1-2

(2) 令和4年9月浜田市議会定例会議の会議予定について

資料1-3、資料1-4

(3) その他

2 令和4年9月浜田市議会定例会議 陳情付託先の確認について

資料2

3 今後の陳情の審査方法等について

資料3

4 浜田市議会基本条例の見直しについて

資料4

5 その他

令和 4 年 9 月浜田市議会定例会議 付議事件

議案等（23 件）

〔決算認定 10 件、条例関係 7 件、市道路線の認定 1 件、補正予算 3 件、
同意 2 件〕

認定第 1 号 令和 3 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 3 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

認定第 3 号 令和 3 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に
について

認定第 4 号 令和 3 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認定第 5 号 令和 3 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認定第 6 号 令和 3 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算
認定について

認定第 7 号 令和 3 年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について

認定第 8 号 令和 3 年度浜田市水道事業会計決算認定について

認定第 9 号 令和 3 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

認定第 10 号 令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について

議案第 53 号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する條
例について

議案第 54 号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 55 号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

議案第 56 号 浜田市幼児教育センター条例の制定について

議案第 57 号 浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例につ
いて

議案第 58 号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

議案第 59 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

議案第 60 号 市道路線の認定について（井野 190 号線）

議案第 61 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 62 号 令和 4 年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 63 号 令和 4 年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

同意第 2 号 浜田市教育委員会委員の任命について

同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

報告（3 件）

報告第 11 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 12 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告
について

報告第 13 号 令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

令和4年9月浜田市議会定例会議 付託先一覧等（案）

【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 5件、産業建設委員会 5件、予算決算委員会 13件

市長提出議案等（議案23件）

議案等番号	件 名	付託先等
認定第1号	令和3年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について	予算決算委員会
認定第2号	令和3年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	"
認定第3号	令和3年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	"
認定第4号	令和3年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	"
認定第5号	令和3年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	"
認定第6号	令和3年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	"
認定第7号	令和3年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	"
認定第8号	令和3年度浜田市水道事業会計決算認定について	"
認定第9号	令和3年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について	"
認定第10号	令和3年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について	"
議案第53号	浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第54号	浜田市手数料条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会
議案第55号	浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について	総務文教委員会
議案第56号	浜田市幼児教育センター条例の制定について	"
議案第57号	浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例について	産業建設委員会
議案第58号	浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について	"
議案第59号	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について	"
議案第60号	市道路線の認定について（井野190号線）	"
議案第61号	令和4年度浜田市一般会計補正予算（第6号）	予算決算委員会

議案等番号	件 名	付託先等
議案第62号	令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	予算決算委員会
議案第63号	令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	"
同意第2号	浜田市教育委員会委員の任命について	総務文教委員会
同意第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	"

市長報告事件（3件）

報告第11号	浜田市土地開発公社の経営状況の報告について
報告第12号	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について
報告第13号	令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議会報告事件（1件） 定例会議初日（9月1日報告予定）

意見書処理報告書	(令和4年6月浜田市議会定例会議議決分) 発議第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
----------	--

議会提出案件（1件）

議員派遣について	(9/27) 令和4年度浜田市議会議員研修会（オンライン）
----------	-------------------------------

(その他)

6月定例会議で福祉環境委員会へ付託された次の請願について、継続審査中。

請願第5号 加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について

令和 4 年 9 月浜田市議会定例会議の会議予定について

		期間	日程案	会場	開始時間等
8月	25日	(木)	議会運営委員会 議会広報広聴委員会	全員協議会室 全員協議会室	10時～ 13時30分～
		26日 (金)			
		27日 (土)			
		28日 (日)			
		29日 (月)			
		30日 (火)	個人一般質問説明用パネル提出締切		【締切】12時
		31日 (水)			
9月	1日	(木)	1 開会 提案説明 全員協議会 総務文教委員会 福祉環境委員会 産業建設委員会	議場 議場 第1委員会室 第2委員会室 第3委員会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後 全員協議会終了後
		2日 (金)	2 個人一般質問	議場	10時～
		3日 (土)	3		
		4日 (日)	4		
		5日 (月)	5 個人一般質問	議場	10時～
		6日 (火)	6 個人一般質問 議会運営委員会	議場 全員協議会室	10時～ 個人一般質問終了後
		7日 (水)	7 個人一般質問	議場	10時～
		8日 (木)	8 議案質疑 予算決算委員会（閲覧資料要求決定） 議会改革推進特別委員会	議場 議場 全員協議会室	10時～ 本会議終了後 予算決算委員会終了後
		9日 (金)	9 総務文教委員会	全員協議会室	10時～
		10日 (土)	10		
		11日 (日)	11		
		12日 (月)	12 福祉環境委員会	全員協議会室	10時～
		13日 (火)	13 産業建設委員会	全員協議会室	10時～
		14日 (水)	14 予算決算委員会（9月補正審査）	議場	10時～
		15日 (木)	15 休会		
		16日 (金)	16 議会広報広聴委員会	全員協議会室	13時30分～
		17日 (土)	17		
		18日 (日)	18		
		19日 (月)	19		
		20日 (火)	20 予算決算委員会（総務文教）	議場	10時～
		21日 (水)	21 予算決算委員会（福祉環境）	議場	10時～
		22日 (木)	22 予算決算委員会（産業建設）	議場	10時～
		23日 (金)	23		
		24日 (土)	24		
		25日 (日)	25		
		26日 (月)	26 予算決算委員会（予備） 協働のまちづくり推進特別委員会	議場 全員協議会室	10時～ 13時30分～
		27日 (火)	27 休会 討論通告期限		【締切】17時
		28日 (水)	28 予算決算委員会（附帯意見協議） 対抗討論通告期限	議場	10時～ 【締切】13時
		29日 (木)	29 採決 全員協議会 議会運営委員会	議場 議場 全員協議会室	10時～ 本会議終了後 全員協議会終了後

予算決算委員会委員の皆様へ

議会事務局

予算決算委員会（令和3年度決算審査）の参考資料及び書式の配付について

標記の件について、下記のとおり参考資料及び書式を配付しますのでよろしくお願ひします。

記

1 資料②「令和4年9月定例会議 予算決算委員会日程」

(タブレットに配信)

2 資料③「決算審査の参考資料」

(タブレットに配信)

決算審査のねらい等をまとめていますので、審査の参考にご一読ください。

3 書式④「**予算決算委員会に関する資料閲覧等要求書**」

- ・ 資料閲覧の要求があれば、内容を記載の上、**8月30日（火）午後5時までに**議会事務局へ提出してください。(担当課が所有している既存資料の閲覧に限ります。決算審査に関係ない資料の閲覧を要求することや、新たに資料を作成するよう依頼することはできません。)
- ・ 様式のデータはワードで用意しています(メールで送ります)。

4 書式⑤「**予算決算委員会質疑(決算審査) 発言通告書**」

- ・ 委員会当日、質疑を行いたい事項があれば、**9月13日（火）午後1時までに**議会事務局へ提出してください。
- ・ 様式のデータはエクセルとワードの両方あります(メールで送ります)。

以上

令和4年9月定例会議 予算決算委員会日程

★令和3年度決算審査については事前通告制・所管委員会ごとの審査となります。

★この日程は、あくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご承知おきください。

決算審査は、通告数によっては午後5時以降も審査を続ける場合や、予備日(9月26日)を使用する場合があります

月	日	曜日	議会日程	予算決算委員会関係の流れ
8月	25日	木	・議会運営委員会・議案等配付 ・議会広報広聴委員会	予算決算委員に資料閲覧要求書、発言通告書等を委員へ配付
	26日	金		
	27日	土		
	28日	日		
	29日	月		
	30日	火	・説明用パネル〆切（正午）	決算審査に係る資料閲覧要求〆切(午後5時)※メール可
	31日	水		
9月	1日	木	・本会議開会 ・全員協議会・3常任委員会	
	2日	金	・個人一般質問	
	3日	土		
	4日	日		
	5日	月	・個人一般質問	
	6日	火	・個人一般質問 (・議会運営委員会)	
	7日	水	・個人一般質問	
	8日	木	・本会議：議案質疑・委員会付託 ・予算決算委員会(委員のみ) ・議会改革推進特別委員会	予算議案・決算議案の付託 閲覧要求資料の決定、今後の流れについての確認 午後3時～5時：閲覧資料等の搬入(第1委員会室)
	9日	金	・総務文教委員会	午前9時～午後5時 資料閲覧
	10日	土		
	11日	日		
	12日	月	・福祉環境委員会	午前9時～午後5時 資料閲覧
	13日	火	・産業建設委員会	午前9時～午後5時 資料閲覧 決算審査に係る発言通告書〆切(午後1時)※メール可
	14日	水	・予算決算委員会	～正午：閲覧資料等の搬出(第1委員会室) 令和4年度9月補正予算の審査
	15日	木	休会	
	16日	金	休会	
	17日	土		
	18日	日		
	19日	月	敬老の日	
	20日	火	・予算決算委員会	昨年度の附帯決議に対する対応状況報告、質疑 令和3年度決算審査（総務文教委員会関係）
	21日	水	・予算決算委員会	令和3年度決算審査（福祉環境委員会関係）
	22日	木	・予算決算委員会	令和3年度決算審査（産業建設委員会関係） 採決、委員のまとめ(委員のみ)
	23日	金	秋分の日	
	24日	土		
	25日	日		
	26日	月	・予算決算委員会(予備日)	(審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行う。)
	27日	火	休会 ・討論通告期限(午後5時)	
	28日	水	・ 予算決算委員会(委員のみ) ・対抗討論通告期限(午後5時)	附帯意見[決議]の協議・完成
	29日	木	・表決、散会 ・全員協議会、議会運営委員会ほか	委員長報告

【留意事項】

★開催場所は議場です。答弁者は、答弁席または自席でマイクを通して発言を行ってください。

★令和4年度9月補正予算の審査は通告制ではありませんが、令和3年度決算審査について事前通告制・所管委員会ごとの審査となります。

決算審査の委員の発言順は、各常任委員会ごと、会計ごとの主要施策等実績報告書の整理番号順(同じ番号で通告者が複数いる場合は議席番号の若い順)とする予定です。

★決算審査については、通告数によっては午後5時以降も審査を続ける場合や、翌日に繰り延べる場合、予備日を使用する場合がありますのでご留意ください。

★9月8日(木)、9月28日(水)の予算決算委員会は委員のみで行います。(執行部の出席は不要)

★この日程は、あくまでも予定です。変更になる場合もありますのでご承知おきください。

※ 審査内容

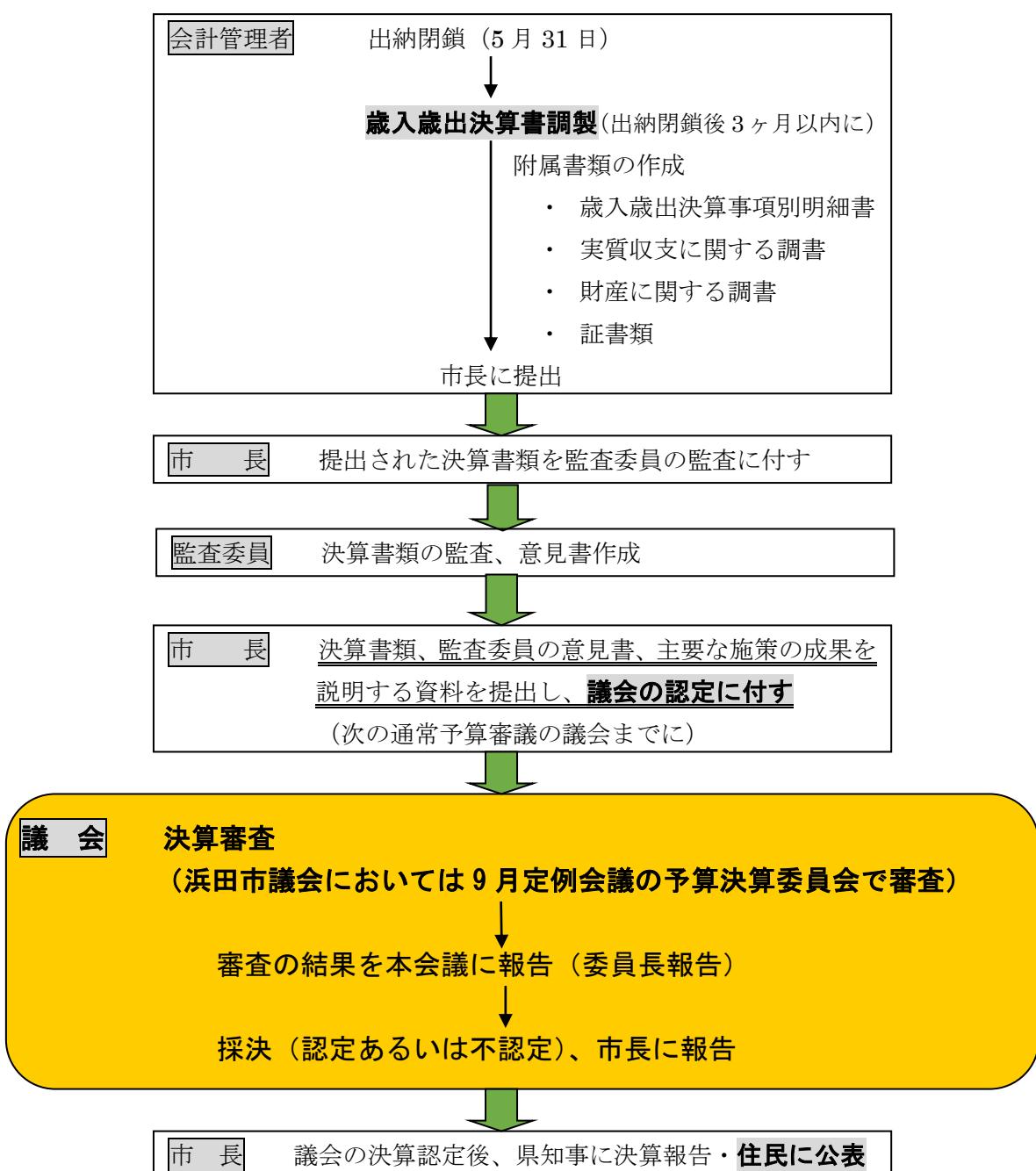
	8日	木	予算決算委員会 (委員のみ)	閲覧要求資料の決定
	14日	水	予算決算委員会 (9月補正予算関係)	◎令和4年度9月補正審査
	20日	火	予算決算委員会 (総務文教委員会関係)	◎ <u>昨年度の予算決算委員会の附帯決議に対する対応状況を担当部長から報告⇒委員からの質疑</u> ◎令和3年度決算審査 一般会計 駐車場事業特別会計
9月	21日	水	予算決算委員会 (福祉環境委員会関係 ・上下水道部分)	◎令和3年度決算審査 一般会計 国民健康保険特別会計 後期高齢者医療特別会計 ◎令和3年度決算審査 農業集落排水事業特別会計 漁業集落排水事業特別会計 生活排水処理事業特別会計 水道事業会計 工業用水道事業会計 公共下水道事業会計
	22日	木	予算決算委員会 (産業建設委員会関係)	◎令和3年度決算審査 一般会計 公設水産物仲買売場特別会計 ◎採決、委員のまとめ(委員のみ)
	26日	月	予算決算委員会(予備日)	審査日程が繰り延べになった場合、引き続き審査をし、審査終了後に委員のみで採決等を行います。
	28日	水	予算決算委員会 (委員のみ)	◎附帯意見[決議]の協議・完成

1. 決算認定について



決算認定とは、議会が一会计年度の歳入歳出予算の執行実績である決算について、その内容を審査した上で、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することをいう。 (地方自治法 96 条 議決事件の一つ)

* 決算の調製から認定、公表までの流れ (地方自治法 233 条参照)



★ 決算審査のねらい

予算審議により予算を確定させたのは議会



その責任と権限に基づいて、予算がその後どのように執行され成果をあげたかを検証・確認し、次年度の予算編成や事業執行に役立てる。

★ 着眼点

議会自体の立場から、監査委員とは別個の考え方について審議する。

監査委員の審査における着眼点

- * 市長の予算執行が法令や規則に従って公正、適法、能率的に行われたか？
- * 計算に間違いがないか？
- * 実際の収支が支出命令等に符合しているか？



- ・財務管理または事業の経営管理に専門的な知識をもつ第三者の立場
- ・会計的な数字を基礎にして帳簿と証書類を照合するなど克明に検討し確認

議会の審査における着眼点

- * 予算が適正に、合理的に執行されているか？
- * 事業計画はうまく進んでいるのか？
- * 議会の意思は尊重されたか？
- * 住民福祉の成果はどうか？
- * 最小限の費用で最大限の効果を挙げているのか？
- * 財政運営の健全化は保たれているのか？



- ・監査委員の決算審査意見書を踏まえ、議決した予算の執行の効果を大局的に審査
- ・行政、財政の計画及びその運営から事業執行による効果に至るまで、行政の全体を捉え、掘り下げる

監査委員と議会とでは、決算審査の着眼点が異なる

★ 審査する点【具体例】

- ① 岁入は予算に計上されたとおり確保されたかどうか。
また調定額の何パーセント収入ができたか。
- ② 岁出は予算に計上したとおり執行されたかどうか。
- ③ 岁入の減少に伴い、歳出の執行をどう配分したか。
- ④ 予算の執行に当たり、期待した行政効果を収めることが
できたかどうか、行政効果との比較。
- ⑤ 予算執行の結果として、財政の構造はどう変わったか。



■ 岁入について

- ① 岁入の確保ができたかどうか。
 - ・税収入は予定どおりの確保か、また収入未済額の原因、その処置はどうか。
 - ・不納欠損、滞納繰越額の原因とその処理及び前年度との比較
 - ・過誤納金の還付は適切に行われているかどうか。
 - ・その他の歳入確保のために適切な措置が講ぜられたかどうか。など
- ② 債権の放棄が、適切妥当に行われたかどうか。
- ③ 予算に計上した額を超えた収入があればその理由。

■ 岁出について

- ① 予算の超過又は予算外の支出はないか。
- ② 費目及び予備費の流用が不当に行われなかつたかどうか、交際費、食糧費、旅費等予算超過の支出はないかどうか。
- ③ 法令、規則に違反した、また事実と相違した支出その他違法不当な支出がなされていないかどうか。
- ④ 予算に比べ、不用額の多い理由、予算不用の見通しが正しかつたか、誤っていたか。
- ⑤ 予定した歳入の減少に対し、歳出の執行をどう措置したか。
- ⑥ 財源を無視して支出する等、予算執行上、傲慢な点はないか。

■ 行政効果について

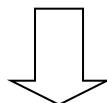
- ① 行政の執行が、予算で見込んだとおりの効果をあげられたか、
あげられないとすればその欠陥の所在と是正策はどうしたか。
- ② 工事が計画どおり完成したか、設計変更の理由とその効果の比較。
- ③ 今後の行政の重点はどこにおかれるべきか。



2. 審査の結果について

決算は議会の議決で認定するので不認定もあり得るが、不認定とした場合でも、すでに支出した金額に異動を生じたり支出の効果がなくなったりするものではない。

大部分認定だが、一部に違法な部分や不適切な部分があった場合

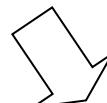


議会の意見をつけて決算を認定することができる

(附帯決議をつけ、長に対して警告する)

* 不認定にした場合、附帯決議をつけることはできない

- ・違法と認める事項……違法な予算執行である場合
- ・不当と認める事項……妥当な予算執行でない場合
- ・特に留意すべき事項……違法性等はないが次年度の予算編成に反映すべき点等、指摘事項がある場合
- ・監査委員の審査意見に対する意見……審査意見に対する委員会の意見がある場合
- ・その他……上記以外に付すべき意見がある場合



長は次年度の予算
編成と財政運営に
生かす

議会は予算審議と
財政運営の批判・指
導に役立てる

参考著書：地方議会運営事典 地方議会運営研究会編集（ぎょうせい）

最新 詳解議員提要 中島正郎著（ぎょうせい）

地方自治法関係実務事典 地方自治関係実務研究会編著（第一法規）

議会運営の実際 10、18 地方議会研究会編著（自治日報社）

議員必携 全国町村議會議長会編（学陽書房）

決算の見方・つくり方 決算実務研究会編著（学陽書房）

地方議会人 全国市議會議長会・全国町村議會議長会共同編集

決算質疑における留意点



★予算決算委員会における質疑の改善点

- ① 疑義をただす場であるのに、答弁を必要としない質疑は自分の意見の開陳であるだけであり、質疑として不適当であること
- ② 款や項の予算金額における疑義に対する質疑が非常に少なく、事業についての内容の説明を聞く質疑になってしまっていること → 質疑のきっかけにすることはいいがそれだけでは不足
- ③ スクラップ＆ビルトを踏まえ予算に即して優先順位をつけるかたちでの質疑が少なくて、現状肯定であること
- ④ ほかの市町村の状況を執行部に聞くより、自分で調べる必要あり
- ⑤ 決算における審議・審査に全く触れていないこと
- ⑥ 実際に必要である金額について、他市町村を参考に算出していなかったため、執行機関の答弁に反論ができていない
- ⑦ 論拠や証拠のない質疑
- ⑧ 住民からの意見・要望をただ伝えるだけの質疑



★決算審議にあたっての着眼点

歳 入

- ① 予算で見込んだ収入額は適当だったか。
- ② 税収入は予定通りあがったかどうか。
- ③ 収入未済額はなぜ生じたか。
- ④ 予算に計上した額を超えた収入、又は予定しなかった収入があった場合、それはどうして入ってきたか。
- ⑤ 補助金等は予定通り入ったか。減収があったとすればその理由は何か。
- ⑥ 会計相互間で繰出、繰入は計画とおり行われたか。計画とおり行われなかつたとすればその理由は何か。
- ⑦ 財産、物件の売り収入は予定通り収入できたか。減収があった場合、その理由は何か。
- ⑧ 起債は予算に計上したように借り入れできたか。できなかつたとすればどのような事情によるか。

【次ページあり】



歳 出

- ① 費目の流用が不当に行われなかつたか。予算超過の支出はないか。
- ② 法令に違反した支出が行われてないか。
- ③ 予算額に比べて支出の執行はどうか。
- ④ 多額の不用額が生じた場合その理由は何か。
- ⑤ 予備費の使用が不当に行われなかつたか。
- ⑥ 予定した収入が減収となり財源不足が生じた場合、歳出の執行をどう処理したか。
- ⑦ 行政執行が予算で見込んだとおりの効果をあげることができたか。

(株) 地方議会総合研究所 廣瀬 和彦 氏

「効果的な予算・決算の審議手法を考える」研修会資料より

提出〆切 8月30日(火)午後5時

浜田市議会議長 笹田 卓 様

議席番号 番、氏名

予算決算委員会（決算審査）に関する資料閲覧要求書

令和3年度決算審査にあたり、下記のとおり資料閲覧を求めます。

記

1. 閲覧日時：9月9日(金)午前9時～9月13日(火)午後5時まで
2. 閲覧場所：浜田市議会第1委員会室
3. 閲覧を求める資料

①事業名：実績報告書 p _____、No. _____

資 料： 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細 :]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 []

②事業名：実績報告書 p _____、No. _____

資 料： 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細 :]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 []

③事業名：実績報告書 p _____、No. _____

資 料： 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細 :]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 []

④事業名 : 実績報告書 p _____、No. _____

- 資 料 : 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細 :]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 []

⑤事業名 : 実績報告書 p _____、No. _____

- 資 料 : 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細 :]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 []

⑥事業名 : 実績報告書 p _____、No. _____

- 資 料 : 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細 :]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 []

⑦事業名 : 実績報告書 p _____、No. _____

- 資 料 : 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細 :]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 []

⑧事業名 : 実績報告書 p _____、No. _____

- 資 料 : 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細 :]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類
 []

《記載例》

提出〆切 8月30日(火)午後5時

令和4年

月

★決算審査にあたり、必要となった場合は、執行部が保管している資料の閲覧要求ができます。

決算審査に関係ない資料や執行部が持ち合わせない資料の閲覧請求、新たな資料作成の依頼はできませんのでご留意ください。

★閲覧要求した委員は、閲覧日時内に来庁し、各自閲覧をしてください。

予算決算委員会（決算審査）に関する資料閲覧要求書

令和3年度決算審査にあたり、下記のとおり資料閲覧を求める。

記

1. 閲覧日時：9月9日(金)午前9時～9月13日(火)午後5時まで

2. 閲覧場所：浜田市議会第1委員会室

3. 閲覧を求める資料

後で追加請求のないよう、
閲覧したい資料の詳細を記入してください。

①事業名：実績報告書 p 115、No.85 ○○○事業

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細：]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

[契約に至るまでの詳細が分かる仕様書等資料]

②事業名：実績報告書 p 123、No.99 △△△事業

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細：○○業務に係る書類]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

[××の経費内訳が分かる書類]

③事業名：実績報告書 p 218、No.156 ●●●事業

- 資料： 契約書及びそれに係る添付書類
 契約に基づく事業実績が分かる書類
 全部
 一部 [詳細：]
 収入票または支出票及びそれに係る添付書類

[○○の利用状況が分かる書類]

通告期限 9月13日(火)午後1時

令和4年 月 日 時 分受領

予算決算委員会質疑（決算審査）発言通告書

記入の方法	通告内容は 担当委員会別 に内容を具体的に記載してください。 （ ）には 関連資料、書類名及びそのページ を記載してください。	
総務文教 委員会関係	令 和 3 年 度 決 算	
	①	について (NO. , P)
	②	について (NO. , P)
福祉環境 委員会関係	③	について (NO. , P)
	①	について (NO. , P)
	②	について (NO. , P)
産業建設 委員会関係	③	について (NO. , P)
	①	について (NO. , P)
	②	について (NO. , P)
監査委員 への質疑		

令和 4 年 月 日

議席番号 番 、 氏名

浜田市議会議長 笹田 卓 様

通告期限 9月13日(火)午後1時

No.

事務局記入箇所

令和4年 月 日 時 分受領

予算決算委員会質疑（決算審査）発言通告書

記入の方法	通告内容は <u>担当委員会別</u> に内容を具体的に記載してください。 ()には <u>関連資料、書類名及びそのページ</u> を記載してください。	
	令 和 3 年 度 決 算	
○望ましい 記載例	<p>① 地域づくり振興事業 について (主要施策等実績報告書 No.31、P38) 防犯灯の設置状況について</p> <p>② 地域公共交通再編事業 について (主要施策等実績報告書 No.40、P44) 敬老乗車券の販売状況及び利用状況について</p> <p>③ について (NO. , P)</p> <p style="background-color: #ffffcc; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">関連資料名とページを指定してください。</p>	
×わかりにくい記載例	<p>① 放課後児童クラブ設置事業 について (主要施策等実績報告書 NO. , P78) 事業名のみで具体的な内容の記載がないもの</p> <p>歳入 について (一般会計特別会計 P2-3、審査意見書 P39-40) 歳入の何について聞きたいのかを記載</p> <p>③ 大まかすぎてポイントがわからないもの NO. , P)</p>	
産業・委員会関係	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>委員会別</u>に記載してください。 ・①②③には事業名を記載してください。 ・事業名の下段の【 】には、質問の具体的な内容を記載してください。 ・何の数字について聞きたいのか、ポイントを押さえて記載してください。 ・1つの事業が複数の課・支所にわたるときは、どの項目についてなのか明確にしてください。 <p>③ について (NO. , P)</p> <p style="background-color: #ffcc99; border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">この発言通告書を提出した後に質疑が不要になった場合は、通告の取り下げができます。 担当書記に申し出てください。</p>	
監査委員への質疑	<p>令和4年 月 日 議席番号 番、氏名</p> <p>浜田市議会議長 笹田 卓 様</p>	

令和 4 年 9 月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について
 (付託内訳)

総務文教委員会 5 件、産業建設委員会 2 件、議会運営委員会 4 件

陳情番号	件 名	付託先案
52	生湯 4-1 町地内における出水対策の陳情について	産業建設委員会
53	(仮称) 長沢サブセンター建設に係る陳情について	総務文教委員会
54	浜田市庁舎管理規則第 7 条第 14 号に規定する別に定めるものを定める要綱の第 2 条(1)(2)について、適用除外が必要な理由等の説明を求める陳情について	総務文教委員会
55	浜田市の重要な計画にわかりやすい KGI の設定の検討を求める陳情について	総務文教委員会
56	浜田市の郷土資料館の資料についてデジタル化の具体的な検討を求める陳情について	総務文教委員会
57	公務における公人名は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について	議会運営委員会
58	●●議員が●●元議員に暴行の件で、少なくとも現場検証が行われた程度の記録は残す（文書主義）という陳情について	議会運営委員会
59	60 億円で建てた「荷さばき所」を JF、漁協に適正家賃の検討をしてほしいという陳情について	産業建設委員会
60	議会に対する質問に対しては「浜田市協働のまちづくり推進条例」が機能するかどうか検討してもらいたいという陳情について	議会運営委員会
61	ネットが炎上しているので、何とかしてほしいという陳情について	議会運営委員会
62	元職員の処分隠ぺいの可能性について、「白」明言の検討を求める陳情について	総務文教委員会

1. 令和4年9月定例会議からの陳情の審査方法について（会派の意見等）

現行の取扱い 〔陳情受付から結果通知までの流れ〕	会派の意見等			
	山水海	超党みらい	創風会	公明クラブ
<p>①事務局において陳情受付及び記載要件（住所、氏名、件名、陳情の趣旨）確認</p> <p>②記載要件に不備がある場合、事務局が提出者へ追記、修正を依頼</p> <p>③議会運営委員会正副委員長、正副議長が陳情の内容を確認 ※特定の個人が識別されたり、プライバシーを侵す恐れのある内容、不穏当と思われる表現がないかの確認 (必要に応じ、修正を依頼、該当部分の黒塗り等の処理。事務局が提出者へ追記、修正を依頼)</p> <p>④議長が付託先を決定し、議会運営委員会で付託先の承認（③で追記、修正がされたなかった場合は、全議員へ配付）</p> <p>⑤議長が全員協議会で付託先を通知</p> <p>⑥付託先委員会で審査・採決</p> <p>⑦定例会議終了後の全員協議会終了後に審査結果を陳情者へ通知 ※採択、一部採択となった場合は関係機関へ送付</p> <p>〔参考〕 令和3年8月25日 陳情書取扱基準廃止 令和4年4月12日 請願・陳情の審査基準決定</p>	<p>【7月13日議会運営委員会までの意見・提案等】 配付のみにすることを再度検討していただきたい。 ※補足 配付し、次のような対応とする。委員会の所管事務調査で取り上げる、個人一般質問で取り上げる、請願とする、個人や会派で調査研究。</p>	<p>【7月13日議会運営委員会までの意見・提案等】 以下3点についてのルール化を検討されたい。</p> <p>①不規則発言等により審査の妨害や委員に対する威嚇行為等を繰り返したり、退席を求められても拒否し居座る傍聴者の傍聴禁止。</p> <p>②過去に不採択とした陳情を一部修正しただけの内容で再度提出されたものや、事実を確認できない事項、不正確な事柄についての陳情は委員会付託せず文書配布とする。</p> <p>③私人、公人に関わらず個人を誹謗中傷する陳情は受け付けない。</p>	<p>現行の取扱いのとおり</p>	<p>【7月31日提出 意見・提案等】 配布のみについてはこれまでの意見と変わらず、委員会に付託して淡々と審査を行うこととしたいと思います。 (超党みらい意見の) ②③については誰がどの時点で判断するのかということが難しいと考えます。(②③)の内容を含め賛否の理由とすれば良いかと思います。</p>

2. 令和4年9月定例会議からの陳情書・資料等の取扱いについて…1の審査方法決定後に検討

【参考】令和4年9月定例会議中の審査分までの陳情書、資料の取扱い（協議結果等まとめ）

①事務局において陳情受付の際、陳情書等に添付する資料の範囲

文書、写真、地図など紙媒体資料（陳情者等が作成したもの）、動画（陳情者等が作成したもの）、QRコード、URL（インターネットサイトなどへ誘導するもの）、陳情内容に関連する他団体や関係機関が作成した資料やHP等を印刷したもの（陳情者以外が作成したもの）

②修正依頼や黒塗りにする内容

議員、公人、個人の氏名は黒塗り処理（役職名含む）、用語の使用が差別につながるもの

- 議員、公人は、役職名も含めて黒塗り処理する。

- 議員のタブレットへは、黒塗り等処理した陳情書・資料を配信する。（レジュメ等、公開済みの資料は黒塗り処理除外）

※黒塗り処理等する場合は、「陳情受付から結果通知までの流れ」の③議会運営委員会正副委員長、正副議長が内容を確認するときに協議する。

③陳情書・資料のホームページ公開並びに傍聴者及び記者等への配付範囲

- ホームページへの公開は、件名と審査結果のみ。公開様式は現状と変更なし。（陳情審査結果報告書のみ掲載。陳情書原本は掲載しない。）

- 陳情書と資料は、傍聴者・記者への配付なし ※レジュメに陳情書の件名は掲載

項目	見出し	現在	ワーキング会議検討結果
		条文	
目次		<p>前文 第1章 総則(第1条・第2条) 第2章 議会の活動原則(第3条—第16条) 第3章 議員の活動原則(第17条—第20条) 第4章 市民参加(第21条—第23条) 第5章 議員定数及び議員報酬(第24条) 第6章 補則(第25条) 附則</p>	<p>【検討課題】</p> <p>①新しい取組等があった場合の、基本条例への反映の考え方。 ②重要案件の意見交換会について、あり方を含め見直しの有無や検討 ③広報広聴の考え方（議会広報広聴委員会の所管等） ④執行機関の政策形成過程に関与すると考えられる機関の委員等には、原則として就任しないものとする申し合わせ事項を確認し、共通認識を図る。</p>
前文		<p>地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在にあって、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。</p> <p>私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。</p> <p>ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p>	<p>「地方分権の時代を迎え、」を削る。</p> <p>地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在にあって、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。</p> <p>私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。</p> <p>ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。</p>
第1章	総則		
第1条	目的	第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	
第2条	条例の位置付け	第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例の趣旨に沿って行わなければならない。	

条項	見出し	現在	ワーキング会議検討結果
		条文	
第2章	議会の活動原則		
第3条	議会の活動原則	<p>第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動をしなければならない。</p> <p>3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。</p> <p>4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。</p> <p>5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。</p> <p>6 議会は、議員が議会活動と育児、介護等との両立ができるよう配慮をしなければならない。</p>	<p>2 議会は、市長等に対する監視機能を果たすとともに公共の福祉に資する政策実現に向け、議員間の共通認識と合意形成により、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動をしなければならない。</p> <p>改正文案中「男女共同参画等」を「ジェンダー平等」に見直し、「多様な」を削る。</p> <p>7 議会は、ジェンダー平等の理念に則り、議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう配慮をしなければならない。</p>
第4条	議会改革の推進	第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。	
第5条	危機管理	<p>第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るために、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。</p> <p>(1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。</p> <p>(2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。</p>	
第6条	会派	<p>第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。</p> <p>3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等(以下「政策立案等」という。)に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。</p>	

条項	見出し	現在	ワーキング会議検討結果
		条文	
第7条	議員と市長等との関係	<p>第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていいなければならない。</p> <p>(1) 一般質問(会派代表質問を除く。)は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p> <p>(2) 議長の要請により本会議(浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号)に規定する会議をいう。以下同じ。)及び委員会(浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。)に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これらに反問し、又は反論することができる。</p>	<p>「(会派代表質問を除く。)」を削る。</p> <p>一般質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。</p>
第8条	議会審議における論点整理	<p>第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。</p> <p>(1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合振興計画との整合性 (6) 財源措置 (7) 将来にわたるコスト計算</p>	
第9条	予算及び決算における説明	第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。	
第10条	採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	
第11条	自由討議による合意形成等	<p>第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。</p>	

現在			ワーキング会議検討結果
条項	見出し	条文	
第12条	政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。	条例は改正しないが、進め方について要検討
第13条	委員会の活動	<p>第13条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。</p> <p>2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。</p>	<p>第13条 委員会は所管事務調査の充実等、委員会活動の活性化を図り、政策提言や条例提案につなげるとともに、事後の活用や進行管理に努める。</p> <p>2 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。</p> <p>改正文案中「当該委員会を所管する市の一般事務について、」を削り、「質問」を「委員会代表質問」に見直し ※この項を加えるか再検討</p> <p>3 委員会は、専門的視点を生かし、各常任委員会における行政視察や自主的・自立的な調査、研究を踏まえ、所管事項の政策立案及び政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問をすることができるものとする。</p> <p>4 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。</p>
第14条	議会広報広聴の充実	第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。	<p>「インターネット」を追加</p> <p>第14条 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙、ケーブルテレビやインターネット等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、時代や環境の変化に対応し、市民ニーズの把握に努め、多様な意見が市政に反映されるよう、広聴機能の充実に努めるものとする。</p>
第15条	専門的知見の活用		第15条 議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く知的財産の有効活用に努めるものとする。
第15条 第16条	議会図書室	第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。	<p>「図書の」を削る。</p> <p>第15条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。</p>
第16条 第17条	議会事務局の体制整備	<p>第16条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。</p>	改正なし 予算の確保については、加えない。

条項	見出し	現在	ワーキング会議検討結果
		条文	
第3章	議員の活動原則		
第17条 第18条	議員の活動原則	<p>第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。</p> <p>2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。</p> <p>3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。</p> <p>4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。</p>	改正なし
第18条 第19条	政務活動	<p>第18条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその使途について説明責任を果たすものとする。</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑惑が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。</p> <p>4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。</p>	
第19条 第20条	議員研修	<p>第19条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。</p> <p>3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用に努めるものとする。</p>	削除し、第15条 専門的知見の活用とする。
第20条 第21条	政治倫理	第20条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例(平成20年浜田市条例第25号)を遵守するものとする。	

条項	見出し	条文	ワーキング会議検討結果
			現在
第4章	市民参加		
第21条 第22条	市民と議会との関係	<p>第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。</p> <p>2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p> <p>4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p>「態度」を「賛否等」に改める。</p> <p>3 議会は、議案等に対する各議員の賛否等を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。</p>
第22条 第23条	重要案件の意見交換会	<p>第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。</p> <p>2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。</p>	<p style="color: red; border: 1px solid black; padding: 2px;">あり方を含め見直しの有無や検討</p>
第23条 第24条	議会報告会	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。	第23条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会等を開催するものとする。
第5章	議員定数及び議員報酬		
第24条 第25条	議員定数及び議員報酬	<p>第24条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。</p> <p>2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第6項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	
第6章	補則		
第25条 第26条	見直し手続	<p>第25条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。</p>	